

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社丸平工業(岐阜県岐阜市下奈良3-1-6)[1000013202]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年8月23日 ~ 令和元年11月22日 (3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者の前代表取締役は、岐阜市が発注した長良川鶺鴒の観覧船航路整備工事を巡り、業者選定に関し便宜を受けた見返りに現金100万円を同市職員に渡したとして、贈賄の疑いで令和元年6月28日、岐阜県警により逮捕された。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である当該業者の前代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第2号イ(贈賄)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内 発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内 発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)